

墨田区のお知らせ

道路マナー特集号

2016年
(平成28年)

12/21

すみだ

◆2面の主な内容

- ・自転車駐車場の整備について
- ・平成29年度自転車駐車場の利用料金の改定について

発行：墨田区(土木管理課) ☎5608-6283 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

道路利用のルールやマナーを守りましょう！

道路上に置き看板、植木鉢、自転車等が放置されると、障害のある方や高齢者をはじめ歩行する全ての人にとって、迷惑だけでなく大変危険な状況となります。また、救急車や消防車等の緊急車両の通行の支障になり、一刻を争う人命救助を妨げてしまうこともあります。

道路利用のルールやマナーを守り、誰もが安全・快適に移動できるまちをつくりましょう。

[問合せ]土木管理課占用担当 ☎5608-6283

□ 路上の放置物をなくすために

◆改善されない道路上の放置

区は定期的に道路パトロールを実施しており、置き看板、商品陳列、植木鉢、自転車等が道路上に放置されていた場合は、放置物の撤去をお願いしています。しかし、なかなか改善されない現状となっていますので、ご協力をお願いします。



点字ブロック上に置かれている自転車



歩道に放置された看板

◆放置自転車台数都内ワースト4位

道路上の放置自転車は、年々減少しているものの、区内には、まだまだ放置自転車が存在しています。特に、錦糸町駅周辺は、都内でも放置自転車が多い地域となっています。

平成25年度の都内の駅前における放置自転車台数調査では、錦糸町駅周辺は都内ワースト1位という不名誉な記録となっていました。その後、撤去や啓発活動をすることによって放置台数は減少しているものの、27年度と同調査においても都内ワースト4位と、依然として放置自転車が多い状態が続いています。

放置自転車をなくすためには、歩行する方を思いやり、マナーを守って自転車を利用するなど、自転車を利用するみなさん一人ひとりの協力が不可欠です。

□ 安全・快適に移動できるまちをめざして

◆道路上の放置物の一斉指導を行っています

置き看板等の放置が多い地区では、都や警視庁と協力して、地区全体を一斉に指導する取組を実施しています。

これまでに錦糸町駅北口・南口周辺地区、おしなり公園周辺地区で定期的に行っており、今後は両国駅南口周辺地区でも行います。

◆放置自転車啓発活動を推進しています

区では、自転車利用のマナー向上と放置自転車の減少をめざして、毎年、放置自転車クリーンキャンペーンを実施しています。

平成28年度は、8月・9月を放置自転車対策の強化期間とし、期間中は夜間パトロールを行ったほか、錦糸町駅南口の防犯スピーカーにより自転車利用のマナーアップを呼びかけました。

また、錦糸小学校の児童が描いた放置禁止啓発ポスターをもとに作ったサインキューブ(放置禁止看板)を、錦糸町駅北口の北斎通り歩道部分に設置しました。



錦糸小学校児童の皆さん



放置禁止看板

◆突き出し看板等の実態調査を行っています

区では、道路上空に突き出して設置されている看板についての調査を行っています。平成27年度は両国地区、28年度は錦糸町地区を対象に実態調査を行いました。その結果を踏まえて、基準への適合状況、占用の申請状況、老朽化による危険性等を判定しています。今後も引き続き、区内全域の実態調査を行っています。



突き出し看板

◆放置自転車の撤去回数を増やしています

区では、駅周辺を自転車の放置禁止区域に指定し、放置された自転車を条例に基づき撤去しています。自転車整理員が毎日、放置された自転車に警告札を貼り付け、撤去日(不定期)にはトラックで保管所へ移送しています。

また、錦糸町駅周辺では、平成27年度に試行的に実施していた夜間撤去を、28年度からは回数を増やして本格実施しています。



撤去作業の様子

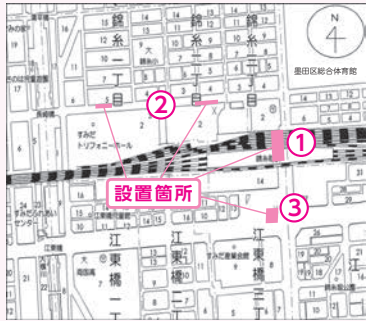
□ 快適な自転車駐車場利用のために

◆時間単位で利用可能な自転車駐車場を拡充します

自転車を放置した人にアンケートを行ったところ、放置した理由として「目的地に近いこと」が1番多く、次いで「短時間であること」、「目的地の施設に自転車駐車場がないこと」の順で多いことがわかりました。

こうした要望に応えるため、時間単位の利用ができる自転車駐車場を平成26年度から設置し、放置自転車対策に一定の効果をあげています。どなたでもご利用いただけますので、駅周辺の店舗等へお出かけの際などに、ご活用ください。区では、今後も増設を進めていきます。

【錦糸町駅周辺の路上自転車駐車場】



錦糸町駅四ツ目通り



錦糸町駅北斎通り



錦糸町駅南口駅前広場

【両国駅国技館通り路上自転車駐車場】



◆自転車駐車設備を修繕し、整理員を配置します

自転車駐車場の白線や看板、防護柵等、老朽化した設備の修繕を順次行います。また、乗り入れが多い朝と夕方の時間帯に自転車整理員を配置し、自転車の出し入れをスムーズにします。



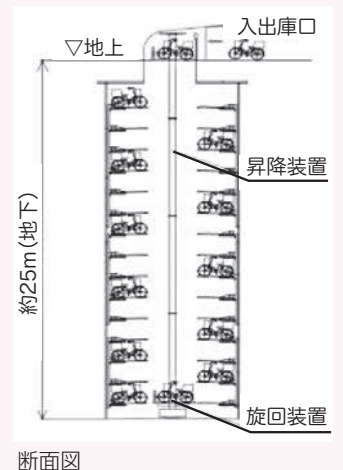
◆錦糸町駅南口に自転車駐車場を新設します

平成31年4月の利用開始に向け、錦糸町駅南口近く(江東橋2-18地先)に、機械式地下自転車駐車場の整備を進めています。

これは、地中に埋めた円柱状の空間に自転車ラックを設置し、地上の入出庫口からボタン1つで自動に出し入れできるものです。地上部にあるのは入出庫口だけなので、地上に広い駐車スペースを設ける必要がなく、まちの景観を損ないません。2基で450台程度の収容を予定しています。



自転車駐車場入口のイメージ



□ 平成29年度自転車駐車場の利用料金等

◆自転車駐車場の利用料金等を改定します

誰にとっても通行しやすい道路や美しい景観を維持するために必要な、自転車駐車場の整備や維持管理、放置自転車の防止にかかる費用は、自転車利用者の増大に伴って年々増加しています。また、自転車を利用する人としらない人との負担の適正化を図る必要があるため、平成29年4月の利用分から料金の改定を行いますので、ご理解をお願いします。

▶第1種特定自転車駐車場については、現在の年間2000円が年間4000円となります(29年度は年間3000円)。なお、区民以外の方の料金や学生料金を設定します。

▶第2種特定自転車駐車場については、定期利用は、現在の月1000円が月2000円となります(29年度は月1500円)。こちらも区民以外の方の料金と学生料金を設定します。当日利用については、1回50円が1回100円となります。

*料金の詳細については、29年度の自転車駐車場利用申請の受付時にお知らせします。

▶放置自転車の撤去に要した費用として徴収している手数料は、1台2000円が1台5000円となります。

◆自転車駐車場利用申請について

平成29年度の自転車駐車場利用申請の事前受付は次のとおり行います。

【期間】29年1月20日(金)～2月6日(月)

申請方法や料金の詳細については、区報12月21日号や区ホームページ、申請書をご覧ください。



区では、皆さんが移動しやすいまちをつくるため、様々な対策を行いますので、皆さんも道路利用のルールやマナーを守って移動しやすいまちづくりにご協力ください。

【この記事に関する問合せ先】〒130-8640 土木管理課

▶道路監察(違法看板や道路の不正使用)について＝占用担当 ☎5608-6283

▶自転車駐車場・放置自転車について＝交通安全担当 ☎5608-6203